

テレワーク環境整備事業について

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の未然防止を図るとともに、感染が疑われる者や濃厚接触者、学校の休業に伴い在宅せざるを得ない保護者等の職員が、本来の職場を離れても自宅等の庁外から庁内ネットワークへ接続し、自席同様の業務を引き続き可能とするテレワーク環境を整備する。

また、災害発生時の避難所等での庁内との情報共有、オンライン会議システムを利用した会議や研修への参加などにも活用する。

2. 事業の概要

現在、庁内で利用しているシステムに自宅等の庁外から接続するため、総務省が「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」内で示しているセキュリティ対策に基づき、庁内と同等の安全性を確保したネットワークを構築し、専用のパソコンからアクセスできる環境を整備する。

(1) シンククライアントパソコン機器等の購入（27,503千円）

自宅等の庁外から庁内ネットワークで利用しているシステムやファイル进行操作することから、ハードディスク等データを保存できる領域を持たないパソコン「シンククライアントパソコン」を70台購入する。

また、庁外からアクセスすることを踏まえ、不正な接続がされないよう、一部ネットワーク機器をあわせて購入する。

(2) 機器等の設定及び庁内ネットワーク環境の設定変更（7,227千円）

(1)で購入したシンククライアントパソコンが庁内ネットワークへアクセスできるよう設定を行う。また、既存の庁内ネットワーク機器も一部設定変更が必要となるため、各機器への設定を行う。

(3) 環境整備完了予定

令和3年3月中旬

(参考) 整備内容イメージ図

